



## 科研費等公的研究費を応募された研究者の皆様へ

2024年度科研費等公的研究費に応募された方で、2020年度以降の再受講・再提出または新規受講・提出をされていない方は、速やかにコンプライアンス教育を受講した後に「誓約書」の提出をお願いします。コンプライアンス教育動画および誓約書の提出(オンライン)案内は以下のページにまとめています。

[https://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research\\_expenses/05.html/](https://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/05.html/)

また、「研究倫理教育」の受講も必須です。日本学術振興会のeラーニングシステムeLCoREにアクセスの上、必ず受講してください(2021年度以降の受講が必要です)。

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>



## ■2024年度より研究予算管理システム (BCM) の運用を予定しています

立命館大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取組みを進めてきました。2021年2月に同ガイドラインが改正され、研究費適正執行のよりいっそうの精度向上が求められています。本学においても、① 立替払いの削減、② 発注段階での支出財源の特定、③ 第三者による発注情報と現物確認に基づく検収、④ 購買データ連携による未払い案件の削減が課題となっています。

加えて、電子帳簿保存法(電帳法)の改正に伴い、2024年1月より電子取引に関するデータ保存の義務化が始まります。紙データと電子データの併存保管は、業務上も非常に煩雑となることから、早期に電子データ保存一本化の環境を整える必要があります。

これらをふまえ、研究者による各種申請手続きから事務局による支払処理までをオンラインで行う研究予算管理システム(BCM)を2024年4月より運用開始する予定です。研究費適正執行や電帳法改正といった不可避の要請に対応する中で、手続きや運用のルールにも変化を伴います。研究者の皆様におかれましては、趣旨ご理解をいただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

BCMの詳細につきましては、研究委員会等を通じて今後お知らせをします。



## 他大学で実際に発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、実際に発生した不正事案の概要が公開されています。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm))。

今年度2件報告されていますが、そのうちの1件の概要をご紹介します。



不正の種別	合算使用の制限のルールに違反した使用
不正が行われた年度	2010～2011年度
不正に支出された研究費額	1,714,639円
不正に関与した研究者数	1名
動機	<p>元教授が、当該研究機関に着任後、科研費を取得できなかった人も研究できるように科研費を研究室で一括管理して使用すると一方的に決定し、助教が獲得した科研費が共通物品の購入に充てられた。</p> <p>元教授は、研究室の長という立場から、このような制度を発案・運用し、研究代表者である助教は断ったが、最終的には報復を恐れ、やむを得ず同意した。</p>
手法	<p>当該科研費から、共通物品を購入し、各研究のために使用していた。不正使用と認定した物品は、試薬、研究用消耗品であり、全て研究室における研究に使用されるものであり、転売・換金等ができるものではなく、備品についても講座に現存していることも確認できたことから元教授による私的流用はなかったと判断した。</p> <p>購入した各物品等の用途については、一定の合理的な説明として認められる内容であったが、共通物品を購入する場合は、科研費使用ルールに従い使用する数量に応じて使用する経費を分ける必要があったが、この取り扱いを行わず当該科研費から全額を支出していることから、実際の用途に関わらず、共通物品を購入したことを以てルールに違反したと判断した。</p>
発生要因	<p>事案当時、元教授は科研費の執行に関するルールを認識していなかった、又は故意にルールに反したことが原因と考えざるを得ない。仮に元教授が使用ルールを認識していなかったとしても、科研費を申請し採択を受けた研究者としては当然認識しているべき事項であることから、その責任を免れるものではない。</p> <p>また、元教授は、研究室の長であり、助教は反論したものの取り合ってもらえず、最終的には今後の研究室内での活動に影響が生じることを恐れ、元教授に従わざるを得なかったことも一因と考えられる。</p>

「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」「2020年9月10日改正 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ」により、競争的研究費制度において合算使用が認められるものがあります。しかしながら、合算使用する際には、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分に説明できるようにしておくことが強く求められています。また、学内の研究費についても、同じ研究費執行ルールに則っていることから、同様に説明ができなければなりません。

私的利用の有無に関係なく、当該研究課題の研究遂行に直接関係するものではない支出や、事実と異なる書類の記載は不正行為となるので、くれぐれもご注意ください。

本大学における研究費の適正執行の考え方や研究費執行の様々な手続きについては、「研究費執行ガイドブック」をご確認ください。

[http://www.ritsumeai.ac.jp/research/member/research\\_expenses/04.html/](http://www.ritsumeai.ac.jp/research/member/research_expenses/04.html/)

また、ご質問やご不明な点は各リサーチオフィスまでお問合せください。



## 出張や立替払いの精算等の手続きはお早めにお願ひします

今夏は、新型コロナウイルスに関する規制が緩和される中で、様々な研究活動が執り行われたことと思います。出張や立替払いの精算等の手続きは、お早めにリサーチオフィスへお願いいたします。



## インボイス制度への対応について

2023年10月からインボイス制度が導入されることにより、執行手続きの中で留意いただく点が出てきます。研究者の皆様にご留意いただきたい点については、別途各リサーチオフィスよりお知らせをしますので、ご確認ください。



## ニューズレターの発行

このニューズレターは啓発活動の一環として年4回発行し、他機関を含む不正使用事案とその発生要因の共有、内部監査や証憑点検における指摘事項など、研究費の適正な執行のための情報を定期的に発信配信していく予定です。次回は12月発行の予定です。

立命館大学 研究部 〈研究企画課〉  
京都市中京区西ノ京朱雀町1

